

# 部落解放運動における、「ケガレ論」の位置づけ

小武正教

## 目次

### ◇はじめに

◇いま、部落解放運動を巡って展開されている「ケガレ」論を、どう位置づけていくか。

◇政府の部落解放運動への攻撃

◇本願寺教団の課題

◇一九九六年から今日までの雑誌『部落解放』に載った

「ケガレ論」に関する論文の概観。

◇『差別と穢れの宗教研究』（門馬幸夫著）に学ぶ。

◇『「忌」を問ひ直す―国家の習俗管理の視点より』（拙論、『広島部落解放研究所紀要一号一九九四年』の論文にて明らかにしたこと。

◇現在、「ケガレ」論の置かれている位置―国家の側に

よって進められ利用されよつとしている「ケガレ」意識。

◇おわりに

### ◇はじめに

江戸時代の本願寺教団の過ちをもう一度繰り返してはならない。現在の部落解放運動の動向を知るにつけ、教団に身を置く者として痛切にこのことを思わないわけにはいかない。「ケガレ観こそが部落差別の本質」という主張が解放同盟中央本部の考え方として提起されるにおよび、ついに日本の平和と人権最後の砦であった部落解放運動の危機を思う。①

しかし、だからこそ私たち本願寺教団は、特に江戸幕藩体制以来、国家権力の支配の手先となる中で、ケガレ観をどう位置づけてきたのか、今こそその痛恨の歴史をふりかえる時であろう。

それを顕著に示すものが、江戸時代中期の儒学者・太宰春台の『聖学問答』に示した真宗門徒の姿である。

「一向宗（浄土真宗）の門徒は、弥陀一仏を信ずること専らにして他の仏神を信ぜず、いかなることありても祈禱などすることなく、病苦ありても呪術・お守りを持ちいず。みなこれ親鸞氏の力なり」②

いわゆる「門徒もの知らず」「門徒もの忌みせず」の伝統が江戸幕藩体制下においてなりたっていたことが知られる。これは日常生活が「ケガレ」にまるでとらわれない生活がなされていたということである。「門徒もの知らず」とは今でこそ失われているが、戦前ぐらひまでは真宗地帯といわれる地域では受け継がれてきた習慣でもあるわけだ。

しかしながら、「門徒もの忌みせず」という「ケガレ」に縛られない生活において「土農工商エタ非人」という封建身分制度は破られていたのか。「門徒もの忌みせず」という真宗門徒の生活習慣、つまりケガレを言わない生活をしながら、それとは全く無関係に封建身分制度は真宗門徒においてもがちりと守られていたというべきではなからうか。

それは本山・寺院というところでは、本山も各末寺の寺院も、封建身分制の維持と、「門徒もの忌みせず」という真宗門徒の生活習慣そのものを、何の矛盾もなく守ることを真宗者のあるべきすがたとして説いていたと

いったほうが正解である。

一八四二（天保十三）年に表された『妙好人伝』（誓鑑編）には、真宗門徒の生活として「物忌之事」という項目をあげている。

「物忌のことは當流に嫌い捨ててかつて沙汰なし、しかるに在家の者その道理を知る人も少なし。よって今その惑ふ人を導かん為に聊か記しはんべりぬ」と、物忌みしない道理を説いてその趣旨の徹底をはかっていることが知られる。

そしてその同じ『妙好人伝』には「国恩」という項目も見える。

「其仏法王法は一双の法なりよつて上代と云い、今時と云い、国を治むる名君賢主は皆佛法を崇め給う故に諸宗の寺院何れも仏道を行ずる僧徒忝けなくも天下安穩の起請を致し奉る。これ全く佛法護持の洪恩の謝せんが為なり。ひそかにおもんみれば、洪恩一ならず。今五種をあげて其相を示す。一つには治世安穩の恩。二つには善悪賞罰の恩。三つには邪法退治の恩。四つには仏法外護の恩、五つには生涯撫育の恩」。

ここには、「天下安穩の起請を致し」「治世安穩の恩」として、みごとに、社会体制を擁護することを説く本願寺教団の姿がある。権力に迎合したみごとに「真

俗二諦」といわざるを得ない生活がとかれている。「物忌しない」という「真諦」と、「治世安穩」という封建身分制度の遵守という「俗諦」である。

それはまた仏教教団すべてが、「前世の因果」によって現世の封建身分制度を固定化させるといいう、「悪しき業論」を積極的に展開したことも、みごとに「真俗二諦」であったことも重なってくるのである。

江戸幕藩体制の側から言えば、幕藩体制に背かざる範囲において、真宗門徒の社会生活、「門徒物忌みせず」を許容したともいえようが、本願寺教団においては、真諦を幕藩体制の枠の中に限定し、積極的に幕藩体制を維持する役割りを果たして権力者に認められようとしていったともいえる。

いま私たち本願寺教団では、「信心の社会性」という視点をもって、「信心」として語ってきた内容を問いただしているが、そう言わざるをえない負の歴史はすでに江戸時代から積み重ねてきたものであり、「門徒もの知らず」「門徒もの忌みせず」の伝統も唯賛美するだけではとてすまないというのが、「信心の社会性」という視点である。

つまり今の部落解放運動で大きなウエートをしめつつある「ケガレ意識」を、過去の痛恨の歴史に照らして見

ることが、現在まったなしの「信心の社会性」の課題であるはずである。

◇今、部落解放運動を巡って展開されている「ケガレ」論を、どう位置づけていくか。

―教団がかつて展開してきた融和運動を繰り返さないためにも―

では今部落解放運動を巡って「ケガレ」論はどう位置づけられているのか、まず確認をする必要がある。

部落解放同盟中央本部の綱領は、一九四六年に策定した綱領を、一九六〇年に新たに作り、そして一九八四年に改正した綱領を、一九九七年の第五四回大会で大幅に変更するという経過を経ている。この度の綱領変更にあたっては、中央理論委員会で「新たな解放理論の創造にむけて」という提言が一九九三年には出され、綱領変更の下準備がなされたという経緯をたどっている。

ではまず新たに作られた綱領の「ケガレ」に関する点を引用する。

〈解放同盟中央本部の「綱領」前文抜粋〉③

「わが同盟は、一九二二年『エタ』であることを誇り得る時が来たのだ」との血の叫びのもとに創立された全

国水平社の歴史と伝統を継承し、部落差別を糾弾し、人権施策の確立を求め、すべての差別と闘う。また、部落差別を支えるイエ意識や貴賤・ケガレ意識と闘い、差別観念を生み支える諸条件をうちくだけ、世界平和と地球環境を守り、人権文化を創造する。

(基本目標)

三、われわれは、部落差別を支える非民主的な諸制度や不合理な迷信・慣習、またイエ意識や貴賤・ケガレ意識など差別文化を克服し、身分意識の強化につながる天皇制、戸籍制度に反対する。(『綱領』)

今回の「綱領」とそれまでの「綱領」とでは、何が違うのか。一言で言えば、これまでの「綱領」が、身分と階級の統一的把握であったのに、新たな綱領の中では、「階級史観」の視点が全く捨て去られたものになっているという点である。これまでの「綱領」の前文の一部を引用する。④

「今日なお、部落差別が解決しえないのは、先進資本主義国として発展をとげ高度に発達した生産技術を駆使する段階になって、更になお、資本主義の私的所有からくる矛盾は拡大の一途をたどり、労働者の無権利・低賃金によるコストの安い商品生産のた

めに、支配階級は依然として、部落差別を利用し女性差別や民族差別などとあいまって、労働者階級、勤労者階級層に分断をかけ、管理主義を強化し続けているところにある。」

階級史観の視点をすてさった中央本部は、自らの綱領に対して「人類史観」であると命名しているが、それが何をさすのか全く明確ではない。⑤「階級史観」を否定せんがために、苦しまぎれに名づけたといわれてもしかたがなからう。

「綱領」は運動を進めていく上での中心となるものであるだけに、それは毎年の運動の具体的な方針に直接反映してくる。

九八年の『基調方針』の前文、「一、部落解放運動をめぐる情勢の特徴」というところにはこうある。⑥

「この天皇を頂点とする同族主義的な「イエ」社会は、身分意識や「ケガレ」意識と結びついて、「身内」統一に部落の血を入れるな」となり、部落解放のみならず、女性解放を妨げ、障害者や外国人への差別も生んできました。」

また、部落解放運動の基本方向と課題の項目の七番目には次のように書いてある。

七、「イエ意識」「ケガレ意識」、「貴賤・浄穢」の観

念や戸籍制度などへの問題提起を通じて、社会意識の変革と制度改革の実現をめざそう。

①部落問題が社会問題であり、その意識での現象が社会意識として存在している以上、部落にたいする予断や偏見といった「心理的差別」は、今日の社会実態総体の反映です。

部落問題にかかわる正しい知識の普及と、部落の実態の改善が、市民の意識変革に正比例しないもどかしさは、必ずしも啓発活動のあり方だけの問題だけではなく、「イエ意識」や「ケガレ意識」、そして「貴賤・浄穢」の観念など慣習、伝統にもとづく社会意識やそれを支える社会構造に大きく起因しています。

③東西両本願寺などは、葬儀などで「塩」を「キヨメ」と称して使用することや、「死」あるいは「死者」を「ケガレ」とみることは誤りであり、「キヨメ」の「塩」の使用を行わない運動を教団として展開しています。こうしたとりくみを宗教界に広めていくことが重要です。(中略)

また、冠婚葬祭の儀式や「六曜」問題などを解決する出版物にも、多くの問題点が存在します。出版各社へ問題提起もしています。

「貴賤・浄穢」の観念は部落差別のみならず、女性差別や障害者差別などを生む土壌でもあります。

反差別共闘を強め、この意識を支える社会システムに強力にメスを入れていきます。

この文章を単純に翻訳するところなるのではないか。

「部落の環境改善はもう済んだ、しかし差別意識がなお残るのは、『イエ意識』『ケガレ意識』による、したがって東西本願寺が『キヨメ』の塩を廃止する運動をしたり、『六曜』迷信を廃止したりする運動を通して、差別の根本原因である『ケガレ意識』をなくしていこう」と。

本願寺に籍を置く私から見てもこの運動方針は、東西本願寺からすれば大変に都合のいいものであるといえよう。なぜなら、キヨメ塩や六曜の問題に取り組めば、部落解放に取り組んでいるというお墨付きをもらったようになりはしないだろうか。「キヨメ塩」を止めて部落差別が無くなるのか?、「六曜」を止めて部落解放が達成できるのか?。

#### ◇政府の部落解放運動への攻撃

一九六五年、今日の部落解放運動の基本となる『同和

『対策審議会答申』（以下、同対審答申）が出された。⑦  
そこにおいて、部落差別の社会的存在意識はどのように  
押さえられていたかをまず確認する。

「わが国の産業経済は『二重構造』といわれる構造  
的特質をもっている。一方には先進国なみの発展した  
近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中  
小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあ  
いだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零  
細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業構造はその最底辺を形成  
し、わが国経済の発展から取り残された非近代的部門  
を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社  
会構造に反映している。すなわちわが国の社会は、一  
面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面  
では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日  
なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人は  
個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛  
されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長  
制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、  
各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会の

いたるところに身分の上下と支配と服従の関係がみら  
れる。

さらにまた、精神・文化の分野でも昔ながらの迷信、  
非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き  
残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成して  
いる。」

この同対審答申において、「経済の二重構造」の矛盾  
をおおいかくすために「沈め石」として部落差別の存在  
が、現代の独占資本主義体制下においても位置づけられ  
ていることは極めて重要である。そして、「経済構造の  
特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している」と  
押さえるのである。つまり、新たに策定された解放同盟  
の綱領でいうところの、「家意識」は、「古い伝統的な  
共同体関係」「封建的な身分階層秩序」「家父長的な家  
族関係、家柄や格式」という部分であり、また綱領の「ケ  
ガレ意識」とは「昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前  
時代的な意識」ということにあたろう。しかし、それは  
「経済構造」の反映であって、けっしてその逆でないこ  
とはまず銘記すべきである。

「心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在  
する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介と  
して顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分

の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実体的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実体的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実体的差別をつくり、反面では実体的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。」

ここには、「実体的差別」と「心理的差別」の関係が、「相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている」と位置づけられている。けっして心理的差別が実体的差別を生み出すというような関係にはなっていない。

部落解放同盟は、解放運動をすすめていく上で部落差別を規定する三つの命題を生み出した。⑧

#### 一、部落差別の本質

被差別部落民に市民的権利が不完全にしか保障されていない。

#### 二、部落差別の社会的存在意義

その時代の主要な生産関係から排除し、経済の二重構造の矛盾を覆いかくすための沈め石とする

#### 三、社会意識としての差別観念

社会意識として存在する部落民への差別観念に人がとらえられると、差別を温存・助長していく

そして、一つの運動方針として、「社会的立場の自覚的認識」という言葉が生み出された。自らの社会的立場における差別・被差別の関係を自覚的に知るところから、解放への歩みも連帯もはじまると。

しかし、部落差別の原因が何か、「部落差別の社会的存在意義」ということが、経済構造とはまったく違って、「ケガレ意識」「家意識」ということになれば、他の命題も当然変わらざるをえない。新しい綱領のように、同和对策事業等により環境整備はととのったが、しかし差別観念が残って差別事件がおこるということになれば、

差別の本質は当然かわってくる。譬えてみれば、「根のない花が少しの間だけでも咲いている」というものに近い。具体的運動の方針も、「差別・被差別の自らの立場を自覚」するというよりも、部落差別も人権一般の問題に解消されていかざるをえない。

残念ながら、みごとにと言うべきか部落解放同盟中央本部の新たな綱領策定と運動方針の変更は、その轍をふんでいるといわざるをえない。

政府の部落解放運動潰しの攻撃が露骨に表れたのは一九八六年の「地域改善対策協議会 基本問題部会報告」

(以下、地対協部会報告)である。⑨

その内容は、それまでの部落解放同盟が積み上げてきた、解放運動を真っ向から否定するものであった。項目だけでも挙げてみると、「一、糾弾の否定。二、部落責任論の展開。三、法の打ち切りと一般行政への円滑な移行。四、行政責任の放棄。五、「エセ」同和批判に名をかりた解放運動つぶし」というものである。

しかしその政府の攻撃に対し、部落解放同盟は、連帯する同和問題に取り組む団体、社会党などの支援の政党によって全国的な反対運動が展開され、地対協部会報告は葬りさられた。私たちの本願寺教団においても『宗

報』などで「地対協部会報告」批判の論陣を張り、研修会も行われた。その中で五年の「地対財特法」が勝ち取られたのである。

しかしそれからちょうど十年、政府の「地域改善対策協議会 基本問題部会報告」という形で新たに解放運動潰しをはかってきた。その実質的内容は、一九八六年の「地対協部会報告」と同じもので、ただ円滑に一般対策に移行するため五年の猶予期間をもうけたというだけのものである。⑩

しかし状況は十年前とはちがって総保守化の体制はできあがっており、労働運動は労資協調の「連合」に流れ、政党では社会党が崩壊するという状態で、すべて外掘りは埋められた状況である。政府の側はここぞとばかり、被差別者の主体的な解放運動を封じ込め、差別の実態を糊塗し、解放運動を権力主導の下に屈服させて、一日も早い集結宣言を出すよう手をうってきたのである。

その中で部落解放同盟中央本部は、闘う力を失い、九八年には「地対協部会報告」を「第二の同対審」⑪と呼ぶ所にまで追い込まれたのが実状である。十年まえには総力をあげて反対し葬りさったものを、十年後には、これほどすばらしいものはないというまでに社会全体は総保守化・反動化したわけで、日本社会の中で大衆運動を



する以上は、部落解放同盟としてその変節を逃れることは出来なかったということであろうか。十年のうちにとどれほどの事業がすすんで、部落解放に大きな進展がみえたのか、何の説明もないまま、「これからは解放運動の第三期だ」「二十一世紀は人権の世紀だ」<sup>⑩</sup>といってみても、まさに言葉だけがおどっている。それどころか全国調査で明らかになった一千部落の未指定地域は、未だ何の手もうたれることなく、一般対策の円滑な移行で切り捨てられようとしているのではないか。

しかし解放運動で培った力量は政府や中央本部がかわったからと一べんに地方の県連まで考えがかわってしまふわけではない。部落解放同盟広島県連が解放同盟中央本部の変更を批判しつつ、政府の畏をあげ続けている声に、全国の同盟員から連帯の声がよせられているという状況も実際にはあるのである。

一九九五年、政府は世界で百四十六番目で人種差別撤廃条約を批准した。これで人権運動をますます権力主導の下に置きやすくしたというのが実態であろう。部落解放運動という視点からいえば、多くの国は条約を批准すれば「規制法」をもうけるが、日本の場合は、罰則の規制もない、はては予算措置もおこなわないというのである。そして政府の関係者の声として、人種差別撤廃条約

には「部落差別は含まない」というのである。部落解放という点からいえば、この条約の批准によって長年の念願である部落解放基本法の制定が遠のくどころか、部落解放基本法を作らないダメ押しをしたようなものである。しかしここでも解放同盟中央本部は、二十一世紀が「人権の世紀」としてそれにふさわしい法の制定だと称賛するというトンチンカンなことになっている。<sup>⑪</sup>

また政府は一九九七年、「人権擁護施策推進法」を制定し審議委員会を発足させた。一般対策への円滑な移行が行われるためである。そしてその中にはついにいおうべきか、新たな融和主義の象徴的言葉とも言うべき、「国民相互の理解」という言葉が語られている。これは差別される者も差別する者も、お互いに理解しあって差別解放にむかっているという、自らの立場をまったく喪失したものとなっており、行きつく先は言うまでもなく、被差別者が悪いという部落責任論以外にはない。<sup>⑫</sup>

政府が法をもって強制するだけでなく、解放運動の中心部隊までそれに屈した中で、融和主義という古くて新しい問題を一人ひとりが打ち破っていくことができるか、教団人にとってはそれを除いて「信心の社会性」の実践はありえない。

新たな融和主義として、「差別の原因」を「心理的差

別に求め、教育・啓発の活動が強調されるに従い、「実体的差別」、差別構造としての社会構造、そしてそれを生み出す社会の生産関係ということは全く置き去りにされるに違いない。

「家」意識、「ケガレ」意識の強調は、差別の問題が再び「心の問題」「思いやり」「感性」の問題に矮小化された証しである。

それはもう目の前に、「もう社会意識としての差別観念も大してなくなってきたから、人権一般の問題にして、かえって部落差別の問題は言わない方がいい」という考えが見えるところまできてしまっている。今まで「寝た子を起こすな」ということこそが差別を温存助長していく一つの大きな誤った考えであるということから全く逆の主張をするということになりかねない。政府はそれこそ手を叩いて喜ぶであろう。また共産党の指導下にあるともいふべき全国部落解放連合会の、国民融合論と何ら代わりのないものになってしまふということでもある。今、解放運動にかかわる者一人ひとりの今後進む方向をきめる本当の正念場である。

#### ◇本願寺教団の課題

かつて本願寺教団は、一八七一（明治四）年、解放令が出された後に差別社会の構造を隠蔽する「悪平等論」を展開した。水平社が設立された後に本願寺教団の中で展開された「一如会」の運動も、「政府の積極的な融和政策に同調した運動」で差別社会の構造を問わない運動であった。

では今再び、政府の人権擁護施策推進法により、「国民相互の理解」が語られ、差別の原因は心の問題、そしてそれは直接には「家意識」・「ケガレ意識」という論調にどう立ち向かっていくことができるか、まさに本願寺教団の同朋運動の主体性が問われる場面を迎えたといえよう。

そして、もしこの政府や解放同盟中央本部の論調にこのまま同調していくなら、本願寺教団がかつて犯した過ちを再びくりかえすことになるのではないか。

本願寺教団が明治以降においても大衆心理の誘導、治安維持における思想「善導」という部分で果たした役割りは大変おおいかったといわざるをえない。「言葉」をもって伝道することを使命とするだけに、その基となる視点、いかに現状の解放運動をとりまく状況が見渡せ、

自分の立つ位置に誤りがないかをよほど点検しなければ、解放運動をすすめているつもりが、逆の働きもしかねないということである。

では現在の解放運動の状況の中で、本願寺教団の果たすべき役割りをあきらかにする必要があるだろう。

一つには、部落解放運動の置かれている状況の正しい認識を伝えること。

二つには、今差別の原因とされようとしている、「家」意識、「ケガレ」意識（「心理的差別」）が、どのように利用しようとしてされているか見極めること。

三つには、「心理的差別」を生み出す「実体的差別」を明らかにすること。

それが、具体的には本願寺教団で近年取り組んできた、連続差別事件の総括がどこまで出来たか、つまり差別事件の背景を明らかにするという事になったかということでもある。もっと直裁に言うなら、差別を生み出す、教団内の「搾取（お金）」と「権威」の問題に迫れない総括は、「心の問題」のレベルの総括にとどまっている、政府の人権感覚のレベルではないかと、一度同じ土俵に乗せてみることも必要であろう。

◇一九九六年から今日までの『部落解放』に乗った「ケガレ論」に関する論文の概観。

人権擁護施策推進法が通過した九六年から九九年まで、主に『部落解放』に乗った論文の視点を概観することによって、いかに「ケガレ意識」が部落差別とのつながりで論じられようとしているか、見事に附合するものがある。

分析の視点は次の二点である。

- 一、論者の「ケガレ」論が、それを生み出す差別構造・「実体的差別」に迫っているかどうか。
- 二、「ケガレ」論・（心の問題に矮小化）を利用しようとする権力側の意図を見抜くものになっているかどうか。

☆「齋場への差別をめぐって」

（『部落解放』一九九六、一月月号特集「けがれ」と差別）

\*齋場労働に対する差別意識の状況が三人の方から報告されている。差別意識の原因が、「死のケガレ」への言及はある。また、労働条件等の面について改善の要求はあっても、差別の原因に結びつけて考えるところ

にまでは論及されていない。また部落差別とのつながりは触れてない。

☆「火葬業務に対する差別」吉田拓朗

前横浜市衛生局理事生活衛生部長

（『部落解放』一九九六、一二月号特集「けがれ」と差別）

\*死に対する「ケガレ」意識を、斎場にかかわる行政という立場から、「清め」の塩等の由来について歴史的に論じている。しかし、死に関わる差別意識について、歴史的な経過を理解できるという所にとどまる。

☆「六曜迷信と部落差別」羽江忠彦 熊本大学教授

（『部落解放』一九九六、一二月号特集「けがれ」と差別）

\*六曜という「占い・迷信」のイデオロギー、わたしたちの中にある「習わし・しきたり」に無自覚に従っていることが差別観念を温存していくものだという論述しかし、ではその「習わし・しきたり」が部落差別の中で果たしている位置は明確ではない。もし、これが部落差別の根本原因とすると、差別意識は社会構造や権力の意図ではなく、民衆の「心の問題」に集約され

てしまう危険性がある。

☆「部落差別と『穢れ』意識」中村水名子 大阪市教育

センター

（『部落解放』一九九六、一二月号特集「けがれ」と差別）

\*部落差別を「視えない」差別として位置づけ、その根拠を「穢れ」意識に求めていく在り方で、部落差別の根本原因を「穢れ」意識とするもの。支配階級の何故「穢れ」をいうのか意図が欠落しているため、庶民の穢れ観と同じに論じられ、社会構造の面は全く欠落している。

☆「真宗と穢」川尻文昭 反差別国際連帯解放研究所し

が宗教部会幹事

（『部落解放』一九九六、一二月号特集「けがれ」と差別）

\*親鸞の思想が、社会的に権力者によって利用されていた「穢れ」意識を打ち破り、社会的被差別者の中で「われら」の精神を明らかにするものであるという点はあきらかになっている。

さらに、それは現在の教団内の構造的な課題（内陣・

外陣、女性の出勤)にも言及している。

しかし、現在の日本の状況におけるケガレ論への視点はここでは言及されていない。

☆「迷信、風習から身近な女性の人権を考える」 対談  
 (『部落解放』一九九七、一二月号特集 差別につながる因習・慣習)

\*「穢れ」意識による「女性差別」、そして六曜迷信や葬儀の塩の問題など、生活の中での問題とそれへの取り組みが語られている。しかし、それが何故あったのか、現在も没主体的なあり方であるのかへの言及はされていない。

☆「迷信・因習を打ち破るには」中尾健次 大阪大学教員

(『部落解放』一九九七、一二月号特集 差別につながる因習・慣習)

\*明治政府の「迷信・因習の打破」は、新たな天皇制の神格化という「新しい迷信の構築」と論破している。

では現在は明らかにされていない？

☆「神社神道におけるケガレ観」笠島実俊 滋賀県神社

庁主事

(『部落解放』一九九七、一二月号特集 差別につながる因習・慣習)

\*「ケガレ」の本来本元とも思われている神社庁からの発言で、本来の神道にはなかったというケガレ観が現在の「死」等への穢れ意識となって神道儀式・習俗となっていることが語られている。しかし、現実に神道が果たしてきた歴史的事実についての言及には全く欠ける。

☆「清め塩を廃止しよう」武田達城 浄土真宗本願寺派千里寺住職

(『部落解放』一九九七、一二月号特集 差別につながる因習・慣習)

\*「清め塩」の廃止について実践的な報告がなされている。しかし、清め塩の問題に取り組むことが、部落解放への取り組みにどう重なるのかについては触れられていない。

☆「よろこばれる葬儀を演出したい」米津直哉

(『部落解放』一九九七、一二月号特集 差別につながる因習・慣習)

\*実際の葬儀業者の方から見た、葬儀における現状報告。

☆「地域の生活者とともに」矢富好美 コープこうベクレリ案内センターマネージャー

〔『部落解放』一九九七、一二月号特集 差別につながる因習・慣習〕

\*都会の新しい葬儀組合の様子の報告。

☆「迷信・慣習を考える」部落差別を温存・助長しているもの

松村智広 三重県教育委員会派遣同和教育主事

〔『部落解放』一九九八、一月号〕

\*「六曜」「方角」「干支」「姓名判断」「血筋・家柄」

「血液型」がナンセンスというだけで、部落差別とどうつながるのか皆目わからない。

☆「『ケガレ』と差別をめぐって」(上)(下)対談

沖浦和光 桃山学院大学名誉教授

宮田 登 神奈川大学日本常民文化研究所教授

〔『部落解放』一九九八、三月号特集 差別と排除意識／四月号〕

\*「ケガレ」意識は支配体制の中心的な政治と宗教が合

作して作り上げた虚偽のイデオロギーだとして、歴史的に、民族学的に、文化人類学的に縦横に展開。しかしそれが現在にどう焦点を合わすのかは論じられていない。

☆「『ケガレ』と差別」井桁碧 聖心女子大学教員

〔『部落解放』一九九八、三月号特集 差別と排除意識〕

\*「ケガレ」意識は、「関係概念」として存在するのであり、ケガレとする者とされる者との社会的な関係を「権力」の側から定めたもの。

また本来ケガレとは原理的には差別につながるものではなかったというような論は、差別の克服の実践に対して有害であると論破されている。

この論点で、現状の解放運動をめぐる状況を分析すれば大変明快なのではないか。

☆「恐怖と差別意識」岩津洋一 桃山学院大学教授

〔『部落解放』一九九八、三月号特集 差別と排除意識〕

\*差別観念の成り立ちは、隔離と分断を行う権力の政策と、その中で部落を恐ろしいものとして描き出した民衆の創造力の産物としての差別意識である。

☆「世間と差別意識」阿部謹也 一橋大学学長

『部落解放』一九九八、三月号特集 差別と排除意識)

\*日本人の持つ「世間」という意識が、世間の外にあると見なされた被差別部落に差別意識が集中していく。

☆「ケガレ」意識は女性差別」差別の結界石を調査して

部落解放同盟和歌山県連合会新宮支部女性部  
 『部落解放』一九九八、八月号)

\*「結界石」にみる女性差別と穢れ意識への調査レポート。しかしここでも穢れ意識が差別の根本原因とされる論調は気になる。

☆「部落差別とケガレ観」辻本正教 部落解放同盟奈良  
 県連書記長

(『部落解放』一九九九、二月号)

\*「ケガレ観こそが部落差別の本質なのでは」「でも、他の差別にもケガレ観が関係している」というような小見出しで、「ケガレ」が差別の根本であると主張する論がや々と登場した。しかしそれにしては余りに主張の線が細い。いや論旨が細いという以上に差別全体を貫く論として一本筋がとおっているとはいいたい。

どうやってこれからの運動理論をリードしていくのか全く見えてこない。いやかえって、解放同盟中央本部の混乱の様子がこの論文の背後に見えるように思う。

□一、二の論文(井桁論文、沖浦・宮田対談)をのぞいて、ほとんどの論文が、「ケガレ」意識と部落差別の因果関係に論究せず、部落差別を「見えない差別」とし、その原因をすでに自明こととして「ケガレ」意識に重ねあわせて論じられている。これは差別の原因を、「家」意識・「ケガレ」意識に求める『綱領』「運動方針」の反映であろう。しかし、差別の原因をどう取り除くのか、言及されたケガレ意識をとりのぞけば差別の実体はどういう段階をへてなくなるのか、全く明確でない。

◇「差別と穢れの宗教研究」(門馬幸夫著)にまなぶ。

長年「穢れ意識」を問いつづけてきた、門馬幸夫さんが一九九〇年に著された著書『差別と穢れの宗教研究』には、「穢れ」と「差別」との関係が、国家権力の視点で述べてありたいへん参考になる。第二章に「『穢れ』

と部落差別」として次の三氏の説がまず紹介されている。

まず最初の、「穢れ」は、民族信仰というより、儒教や陰陽道、特に仏教がその観念を發展させたが、その増幅に最も力を発揮したのは古代の律令貴族たちであり、そこに神道の成立があったとする、高取正男の説。

次に、「穢れ」と「差別」との関係で、それに介在したのは優れて国家と文明であったとする、竹内芳朗の説。最後に、原始の部族的な祭り・神話・説話の断片化が国家権力の登場と不可分の関係にあり、それが被差別の民の隷属化のプロセスと表裏一体であったとする、三橋修の説である。

そして「ほぼケガレが『穢れ』として『差別』と関わるのは〈国家〉が重要な契機をなすと見て良いであろう」といくつかの留保条件をつけながらも国家との繋がりが根本であると述べるのである。

私自身もこの観点を支持したいと思う。

そして、先日の広島部落解放研究所宗教部会主催の「部落問題と穢れ意識」をテーマにした対談の中で、「社会や集団の秩序から排除したものに對して、穢れというレッテルを貼ることが穢れ意識の正体である」と明解に分析された。全く私も賛同する意見であることを申し添えたい。

◇「『忌』を問い直す―国家の習俗管理の視点よ

り」(拙論、広島部落解放研究所 紀要一号 一九九四年)の論文にて明らかにしたこと。

私の「ケガレ」に関する論文として、国家権力と「ケガレ意識」、そして親鸞いらいの本願寺教団の姿勢を概観するという視点でまとめた「『忌』を問い直す―国家の習俗管理という視点から」というものがある。

詳しくは拙論を読んでいただければありがたいが、論旨としては、「『穢れ』意識は、その時代時代の権力者が、支配の正当性のために利用してきた支配イデオロギーの一つである」ということで貫かれている。

つまり、それに異を称え法然・親鸞などの仏教徒は、ただ「穢れ」意識を否定したにとどまらず、支配の社会構造を必然的に問う者となったがゆえに、権力者から弾圧を加えられたというものである。

しかし、「穢れ」意識を、単なる「心の問題」とし、「世間通途」・「王法為本」を本とした蓮如以降、特に徳川幕藩体制下においては、「穢れ」意識は真宗は言はないとして、「穢れ」意識の果たしてきた役割りを矮小化し支配イデオロギーとして機能する穢れ意識を問うことがなくなった。

明治以降になると、国家権力の作りだした天皇の「神



「聖性」はもちろん問わないだけでなく、生活の中にもっていた「門徒もの知らず（もの忌みせず）」の伝統もしだいに放棄してしまう状況となったということを観したものである。

◇現在、「ケガレ」論の置かれている位置と、国家の側によって、進められ利用されようとしている「穢れ」意識。

いま解放同盟中央本部で提起されてきた差別の原因としての「ケガレ」意識という論には、差別の原因を「心の問題」に帰結していく方向がみえ、権力者の支配のイデオロギーの一つとしての「穢れ」意識の利用という視点では問いただすのではないかと危惧を持つ。

一面では、支配イデオロギーとして天皇に「神聖性」を保とうという権力側の策謀は戦後ずっと続いており、その実態は神道を習俗としてみていく世論を作りあげたり、「日の丸・君が代」の今日の強制を見れば明らかである。⑮

権力者の強制してくる「日本文化の麗しき伝統？」などという美名にくるまれた「浄穢観」にこそ「NO」と言えるか、そこに「ケガレ意識」を社会構造のどのレベ

ルまで問題にしているかの証しとなるであろう。

「日の丸」「君が代」も「天皇制」も視野に入らない「ケガレ」論では社会構造の視野に入らないマスターベーションの運動になるだろう。

それは「六曜」についても同様である。「六曜」は問題にしても、同じ暦としての「元号」は問題にならないようなら、どこかに、権力側と衝突することのない「内にとどめる境界線」をすでに引いてしまっているわけだろう。

そして、権力側の巧名さは、「ケガレ意識」が社会意識として、部落差別を温存・助長枝するのに役立つと判断しているうちは、そのことをポーズとして啓発し批判するが、実質は放置し、利用していた。ところが、体制の総保守化が出来上がったとみるや、部落解放運動を潰すために、その道筋として、社会の生産関係の矛盾を問いかえさない部落解放運動にもっていくため、部落差別の原因を、「ケガレ意識」等という「心理的要素」に徹底して矮小化し、差別を生み出す社会構造を覆い隠す役割りをさせようとしているわけである。

ケガレ意識を国家権力の側がどのように利用してきたかということからみるなら、今こそまさに第三段階にいらってきたともいえるのである。

江戸幕藩体制下では、「ケガレ意識」を被差別部落への差別意識を助長する有効な手段として利用したといえよう。それは生産関係、社会構造の矛盾を組織的に問うこともできない時代でもあった。

明治以降の国家権力は、天皇の神聖性の対極に被差別部落を置いた。しかし、天皇の神聖性を強調する以上、再生産されるにまかせ「ケガレ意識」を部落差別と結びつけ正面切って問題としてとりあげていくということではなかったといってもいいのではないか。部落解放運動も水平社の発足いらい、戦前・戦後を通じて、差別を生み出す生産関係や社会構造の矛盾、そして行政責任をおもに追及して闘ってきた。

そして今、権力の側は解放運動を潰す手段として、「ケガレ意識」をとりあげ、心の問題へ差別の原因を摩り替えるのに利用しているわけである。解放運動を潰してしまえば、「ケガレ意識」の役目はおわり、次の日からいわなくなるといふことであろう。まさに「ケガレ意識」は骨の髄まで権力側に利用されるといふ構図が目に見える。

### (おわりに)

一月のおわり、京都の小さな研究会で「今、『ケガレ論』と融和主義」というテーマでほぼこの主旨の発表をしたら、出席者の多くの方に賛同をえた。

一人は中央の部落解放研究所に席を置く方でこう私におっしゃった。

「私は今日の発表は全くそのとおりだと思う。解放同盟の中央本部が突然に『差別の原因はケガレ意識や家意識だ』と言いだしたんで、全く中で議論が煮詰められたわけではない。」と。そして、井元麟之さんの最後の逸話、「うかつの責任」という話しを紹介してくださった。水平社の設立いらい、政府や権力との闘いの中で解放を勝ち取ってきた井元さんが、「自分の身の回りの日常の生活レベルでのこと(六曜やケガレ意識)を見落としてきたのは、『うかつの責任』であった」と。

家に譬えるなら、部落差別を作り出している中心の柱とそれを補助している補助柱を間違えたのでは部落差別はなくならない。「ケガレ意識」という補助柱も部落差別を再生産する働きはしているのだからほっていいわけではないことはいうまでもない。しかしそれはあくまで、補助であって、補助柱を切ることだけで、部落差

別を生み出す大黒柱がのこっている以上、部落差別はなくならないのが道理である。

さらに、もう一人の僧侶の方から、地域の人権学習が、「六曜」「ケガレ意識」を問うこと一辺倒になってきた報告がなされた。六曜やケガレ意識が部落差別のどこに位置づけられて研修会がおこなわれているか、全く見えてこないのが実状であると。

こうした人権学習会でいえば、「部落差別に関する何か研修会をしなくてはならない」ということが先にたつて、「やりやすい六曜やケガレ意識から」というのが本音であるかもしれない。中央だけでなく地方も混乱し、どうすれば部落解放をなしとげることができるかという展望が失われている状況は大変危機的である。

私たちの教団が今何をすべきなのか、教団のレベルでも、地方のレベルでも論点は明確である。再び教団あげて「ケガレ意識こそ差別の本質」という融和主義運動に転落しないために、「差別の現実からの出発」という歩みをもっと進めていくことである。そこから差別の現実を生み出した教団内の構造をどれだけ切り開けるかということでもある。それは、同対審答申でいう「生産関係の矛盾をおおいかくすための部落差別」という視点を教団の同朋運動を持つことであり、具体的には「金銭」と

「権威」による差別構造を課題とするということに焦点があてられなくてはならない。

自戒の念を込めていえば、連続差別事件の総括書の中で、どこまで具体的差別事件の背景にある、教団内身分階層化の下での、強者・弱者という視点から「金銭」「権威」という問題にせまってきたであろうか。教団内にある「同朋運動批判」の意識を分析する中に、「金銭」の搾取と「権威」の利用という差別を生み出す二大要素がどこまで分析できていたか、課題はのこったままなのである。

(註)

①「『ケガレ』意識(観)こそが部落差別の本質」という主張が、明確な論陣をはって主張されているわけではないところに大きな問題があるといわざるをえない。しかし実状は、綱領の変更、さらにはそれに伴う運動方針の内容、そして雑誌『部落解放』の論調は、すでに論理的証明に先だつてそうなってしまう。やっと中央委員の辻本氏の「部落差別とケガレ観」という論文が出たのは九九年の二月、「『ケガレ』観こそが部落差別の本質」という論陣がはられた。綱領変更の二年後のことである。

- ② 『真宗と神道』（真宗遺族会編一九九一年）頁十三
- ③ 一九九七年 第五回部落解放同盟全国大会資料
- ④ 『部落解放同盟 綱領・規約・規定集』（一九八八年 解放出版社）
- ⑤ 一九九七年二月五日版「解放新聞広島県版」には、部落解放同盟中央本部の解放理論に階級史観の放棄や人類史観という言葉の矛盾について指摘してある。
- ⑥ 一九九八年四月六日版「解放新聞中央版」掲載。
- ⑦ 『同和問題研究資料』（龍谷大学一九九〇年）収録、頁十七
- ⑧ 『三つの命題』（広島・三次部落解放研究所）（一九九三年発行）参照。
- ⑨ 『「地対協」基本問題検討部会報告に対する抗議声明とわが同盟の見解』（部落解放同盟中央本部編 解放出版社 一九八六年）に詳述されている。
- ⑩ 『九六「意見具申」批判草稿』（小森龍邦著 部落解放同盟広島県連合会刊）に詳述されている。
- ⑪ 「芸備人權新報」九八年四月二四日刊に部落解放同盟中央本部が九六年地対協意見具申を第二の同対審と賛美したことが詳述されている。
- ⑫ 『新たな解放理論の創造にむけて 中央理論委員会〔提言〕』（一九九三年 部落解放同盟中央本部刊行）
- ⑬ 『芸備人權新報』（一九九五年十二月一日号）に、人種差別撤廃条約批准における矛盾が詳述されている。
- ⑭ 「解放新聞広島県版」（一九九七年一月二二日刊）に県連顧問の小森龍邦さんが「九七年部落解放運動の方向と広島県連の課題」の中で詳述。
- ⑮ 広島県における、九九年の三月卒業式、四月の入学式における「日の丸、君が代」の強制はすさまじいものがあり、県教委の強制により高校の校長先生の自死まで出す状況を生みだしたことは、これから「日の丸・君が代」の後に続くものがあるから、国あげての攻撃となるのである。そこには新たな日本の経済戦略に組み込まれた、天皇制があるわけである。そのことにとりだけ鋭敏な反応と素早い確な行動をとることが出来るか、「ケガレ」意識を差別の原因とするなら、それが問われてくる。しかし残念ながら解放同盟中央部の「日の丸・君が代」の攻撃にたいする反応は、あまりに遅く鈍い対応であったといわざるをえない。
- に「第三期の運動」は詳述されている。また「二十一世紀は人權の世紀」とは、特に日本の「人種差別撤廃条約」批准以降に、雑誌「部落解放」「部落解放研究」に頻繁に使われるようになった。